

(平成26年6月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

(2) 年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を A 市役所で納付しており、同市役所の窓口で受け取った「国民年金保険料納付確認書」には、申立期間に係る保険料について、「納付したことを確認します。」と記載されている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、昭和 47 年 4 月から厚生年金保険に加入する前の 59 年 12 月までの期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人が所持する A 市役所年金課と記載がある「国民年金保険料納付確認書」には、申立期間を含む昭和 58 年中の国民年金保険料を納付したことを確認したことが記載されており、その保険料額は申立期間当時の保険料額と一致する上、申立期間直後の同年 4 月から同年 12 月までの保険料の納付も確認されているところ、オンライン記録には、当該期間に係る保険料は納付済みと記録されている。

さらに、申立人は、昭和 57 年 9 月 10 日に A 市に転居したことが、申立人に係る住民票及び特殊台帳により確認できるところ、上記の確認書に記載された住所も同じ A 市の住所であることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における申立期間に係る標準賞与額の記録を12万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月26日

私は、A社に勤務していたときの申立期間に係る賞与記録について、年金事務所から照会を受けた。当該賞与をもらった記憶があるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立期間に係る銀行の取引明細証明書により、申立人は、申立期間において、A社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の元同僚から提出された申立期間に係る賞与支給明細書により、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、当該事業所の経理及び社会保険事務担当者は、「賞与が支給されていれば、厚生年金保険料は控除されていたと思う。」と供述している。

さらに、賞与支給明細書を所持している複数の元同僚は、「申立期間当時の会社の経営状況が悪くなかったことから、全員に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の銀行の取引明細証明書で確認できる賞与振込額並びに元同僚の賞与支給明細書により推認した賞与総支給額及び保険料控除額から、12万円とすることが妥当であ

る。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における申立期間に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は5万円、申立期間②は8万円、申立期間③及び④は12万円、申立期間⑤は5万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 23 日
② 平成 15 年 12 月 3 日
③ 平成 16 年 7 月 26 日
④ 平成 16 年 12 月 7 日
⑤ 平成 17 年 7 月 7 日

私は、A社に勤務していたときの申立期間に係る賞与記録について、年金事務所から照会を受けた。当該賞与をもらった記憶があるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

銀行から提出された申立人の申立期間に係る普通・貯蓄預金補助元帳及び預金元帳の記録により、申立人は、申立期間において、A社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の元同僚から提出された申立期間に係る賞与支給明細書により、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、当該事業所の経理及び社会保険事務担当者は、「賞与が支給されていれば、厚生年金保険料は控除されていたと思う。」と供述している。

さらに、賞与支給明細書を所持している複数の元同僚は、「申立期間当時、会社の経営が良くなかった時期もあったが、その時も本社の女子社員（主任

及び係長以下)には賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の銀行の普通・貯蓄預金補助元帳及び預金元帳の記録で確認できる賞与振込額並びに元同僚の賞与支給明細書により推認した賞与総支給額及び保険料控除額から、申立期間①は5万円、申立期間②は8万円、申立期間③及び④は12万円、申立期間⑤は5万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における申立期間に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は12万9,000円、申立期間②は10万円、申立期間③は12万円、申立期間④は13万6,000円、申立期間⑤は12万6,000円、申立期間⑥は15万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月23日
② 平成15年12月3日
③ 平成16年7月26日
④ 平成16年12月7日
⑤ 平成17年7月7日
⑥ 平成18年7月31日

私は、A社に勤務していたときの申立期間に係る賞与記録について、年金事務所から照会を受けた。当該賞与をもらった記憶があるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する預金通帳及び銀行から提出された申立期間に係る預金元帳の記録により、申立人は、申立期間において、A社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の元同僚から提出された申立期間に係る賞与支給明細書により、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、当該事業所の経理及び社会保険事務担当者は、「賞与が支給されていれば、厚生年金保険料は控除されていたと思う。」と供述している。

さらに、申立期間⑤及び⑥について、B市から提出された申立人に係る平成18年度及び19年度市民税課税記録（平成17年及び18年所得分）の社会保険料の金額は、オンライン記録の標準報酬月額から推認される年間の社会保険料の合計額を上回っていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の申立期間に係る預金通帳及び預金元帳の記録により確認できる賞与振込額、元同僚の賞与支給明細書並びにB市から提出された上記の市民税課税記録の社会保険料控除額により推認した賞与総支給額及び保険料控除額から、申立期間①は12万9,000円、申立期間②は10万円、申立期間③は12万円、申立期間④は13万6,000円、申立期間⑤は12万6,000円、申立期間⑥は15万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は1万6,000円、申立期間②は22万円、申立期間③は21万円、申立期間④は20万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月10日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年7月9日
④ 平成16年12月15日

私は、平成6年6月から17年7月までA社に勤務していたが、この間に支給された賞与のうち、申立期間に係る賞与の年金記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の申立期間に係る賃金台帳（賞与分給料台帳）により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支払額から、申立

期間①は1万6,000円、申立期間②は22万円、申立期間③は21万円、申立期間④は20万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないこと、及び当該賞与に係る保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

関東千葉厚生年金 事案 5507

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 31 年 5 月 21 日まで

私は、昭和 19 年 10 月 1 日から 31 年 5 月 21 日まで、A 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたが、この期間が脱退手当金を受給した期間となっていることに納得できない。調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 8 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 31 年 5 月 21 日に資格喪失した者 29 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む 24 人に脱退手当金の支給記録があり、そのうち 22 人が資格喪失日から約 6 か月以内に支給決定されている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の計算の根拠となる資格期間及び支給年月日等が記されている上、上記被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 31 年 7 月 16 日に支給決定されている。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、上記厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン記録において、申立期間の脱退手当金の支給額は、1 万 1,210 円と記録されており、法定支給額 2 万

1,885 円と大きく相違しているところ、当該支給額の相違について、B年金事務所は、「申立期間に係る脱退手当金裁定請求書等については、文書保存期限を経過しており、当所において保管している書類は無く、当時の計算根拠が確認できないため、相違の原因等は不明。」と回答しているが、これのみをもって脱退手当金の受給を疑わせる事情とまでは言えない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。